

○神奈川県警察情報処理能力検定実施要綱の制定について
(平成5年11月25日例規第50号／神情発第431号／神務発第1544号／神教発第1196号)

各所属長あて 本部長

近年、警察活動における情報処理の重要性が増大していることにかんがみ、警察庁において、情報処理能力検定に関する訓令(平成5年警察庁訓令第1号)が制定されたことに伴い、警察職員の情報処理に関する知識及び技能の習得意欲を高め、その能力の普及及び向上に資することを目的として、別添「神奈川県警察情報処理能力検定実施要綱」を制定し、平成5年12月1日から施行することとしたので実効の上がるように努められたい。

別添

神奈川県警察情報処理能力検定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、情報処理能力検定に関する訓令(平成5年警察庁訓令第1号)に定めのあるもののほか、警察職員(以下「職員」という。)の情報処理能力についての検定(以下「能力検定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 警察本部に、神奈川県警察情報処理能力検定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、能力検定について実施に関し必要な事項を定め、及び合格者を決定する。

(委員会の構成等)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には総務部長を、委員には情報管理課長、警務課長、教養課長及び神奈川県情報通信部機動通信課長をもって充てる。

3 委員会は、能力検定の実施について必要があるときは、委員の所属する職員に補佐させることができる。

4 委員会の庶務は、情報管理課において処理するものとする。

(能力検定の級位)

第5条 能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行う。

(能力検定の実施)

第6条 初級及び中級の能力検定は警察本部長が、上級の能力検定は警察庁長官が定めるところによるものとする。

2 級位別の試験の基準及び細目は、別表のとおりとする。

3 委員会は、初級及び中級の能力検定を1年に1回以上実施するものとする。

4 能力検定は、筆記試験により行なう。

(能力検定の受験資格)

第7条 初級及び中級の能力検定の受験資格は、設けないものとする。

2 上級の能力検定は、同検定の中級を取得後おおむね2年以上経過した者とする。

(能力検定の受験手続)

第8条 所属長は、所属の職員から能力検定の受験の申出を受けたときは、情報処理能力検定受験申請書(第1号様式)により、情報管理課長を経由して警察本部長に申請するものとする。

2 上級の能力検定の受験は、前項の所属長の申請に基づき、情報管理課長の推薦をもって警察本部長から警察庁長官あてに申請するものとする。

(合格基準)

第9条 能力検定の合格基準は、2時間50問の試験問題において60%以上の正解とする。

(実施結果の報告)

第10条 委員長は、能力検定を実施したときは、その結果を警察本部長に報告するものとする。

(合格証書の交付等)

第11条 警察本部長は、能力検定(上級を除く。)に合格した者について、情報処理能力検定合格証書(第2号様式)を交付するものとする。

2 委員会は、各級の能力検定に合格した者について、情報処理能力検定合格者管理台帳(第3号様式)に必要な事項を記録し、管理するものとする。

3 所属長は、所属の職員に合格証書が交付されたときは、合格者の身上関係記録に所要の事項を記録するものとする。

(能力検定の特例)

第12条 上位の能力検定の級を取得した者は、下位の級を取得したものとみなす。

2 警察本部長は、委員会が各級位(上級を除く。)の能力検定の対象となる知識及び技能を満たしていると認める者については、能力検定を行わずに、これを当該級位の検定に合格したものとし、合格証書を交付することができるものとする。

(他の機関の能力検定の効力)

第13条 異動及び入校等により、他の警察機関が実施する能力検定により合格し、取得した級位は、この要綱に定める能力検定による同等の級位とみなす。